

第2章 女性活躍推進法に基づく取組状況

女性雇用者は着実に増加しているものの、就業を希望しながら働いていない女性（女性の非労働力人口のうち就業希望者）は約300万人に上っている。また、第一子出産を機に約5割の女性が離職するなど出産・育児を理由に離職する女性は依然として多い。

雇用形態をみると、女性は出産・育児等による離職後の再就職にあたって非正規労働者となる場合が多いことなどから、女性雇用者の半数以上は非正規労働者として働いている。

さらに、管理職の状況についてみると、管理職に占める女性の割合は、近年上昇傾向にあるものの、欧米諸国のほか、アジア諸国と比べても低い状況にある。

これらのことから、我が国では働く場面において女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況にあるといえる。

一方、我が国は急速な人口減少局面を迎え、労働力不足が懸念されている中で、国民のニーズの多様化やグローバル化等に対応するためにも、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠となっており、女性の活躍の推進の重要性が高まっている。

このような我が国の状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年8月に成立し、平成28年4月に全面施行された。

本章では、企業等における自社の女性の活躍推進に向けた課題の検討に資するものとなるよう、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定状況や事業主の取組状況について、平成30年6月末時点で把握・分析する。

第1節 女性活躍推進法の施行状況

(1) 女性活躍推進法の概要

女性活躍推進法では、国、地方公共団体、事業主の責務や女性の活躍の推進に関して実施すべき義務などが定められた。301人以上の労働者を雇用する事業主については、自社の女性の活躍に関する状況把握及び課題分析を行い、それを踏まえた数値目標を含む行動計画の策定、社内周知、公表を行うこと、行動計画を策定した旨の届出を都道府県労働局へ行うこと、女性の活躍に関する情報の公表を行うことが義務付けられた。300人以下の労働者を雇用する事業主の場合は、それらが努力義務とされた。

また、厚生労働大臣は、行動計画を策定し、届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定することができることとされた。認定は3段階設定されており、段階に応じた認定マーク「えるぼし」を商品や広告、名刺等に付し、女性活躍推進企業であることをアピールできるものとなっている。

～えるぼし認定について～

行動計画を策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、都道府県労働局長への申請により、厚生労働大臣の認定(女性活躍推進法第9条に基づく認定(以下「えるぼし」認定という。))を受けることができる。

取得できる認定段階は①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコースの5つの評価項目を満たす項目数に応じて決定される。

■ 女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」

(認定段階1)



(認定段階2)



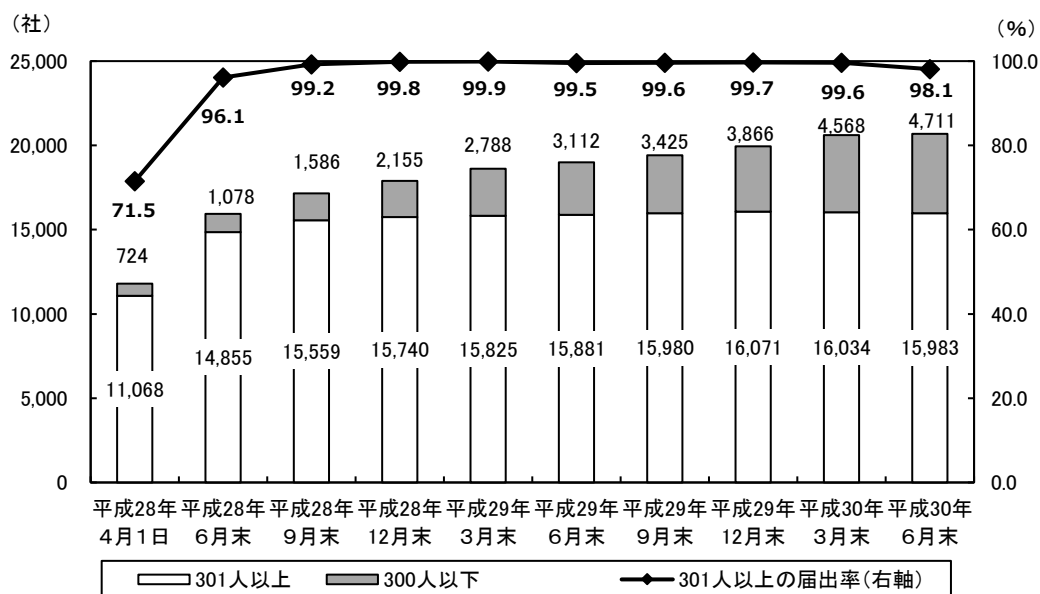
(認定段階3(最高位))



(2) 一般事業主行動計画の策定状況

女性活躍推進法で義務付けられている、301人以上の労働者を雇用する一般事業主の行動計画策定届の届出件数は、施行日である平成28年4月1日時点では11,068社(71.5%)であったが、平成28年6月末時点では14,855社(96.1%)となり、以降、ほぼ全ての事業主から策定届が届け出られている。また、同法で努力義務となっている、300人以下の労働者を雇用する一般事業主の行動計画策定届の届出数は、平成28年4月1日時点では724社であったが、平成30年6月末時点ではこれまでで最も多い4,711社となっている。

図表 2-1-1 規模別一般事業主行動計画の届出数及び届出率



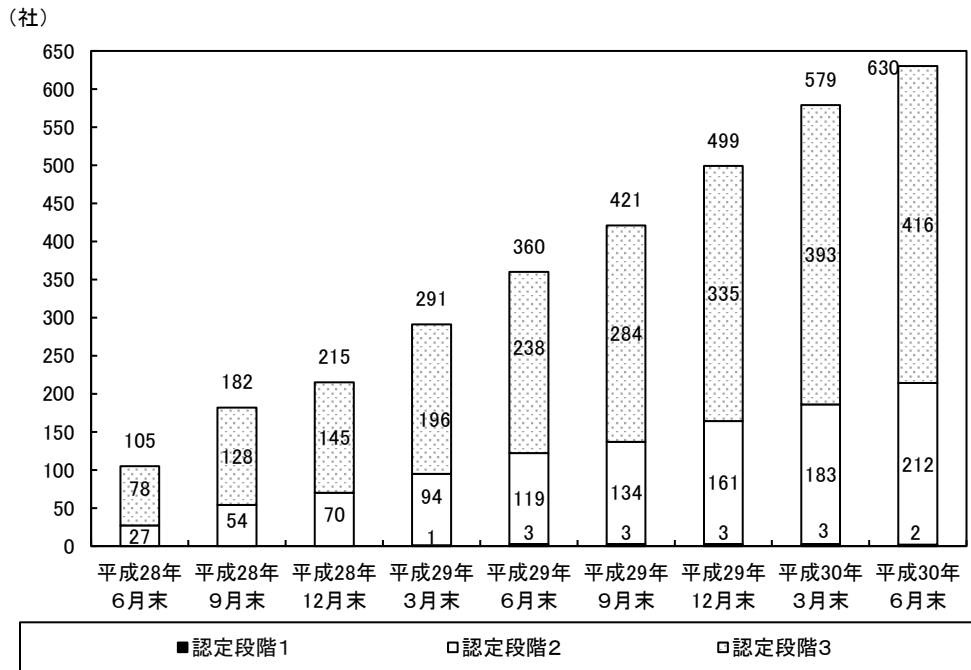
資料出所：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」より、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

(3) 「えるぼし」認定状況

「えるぼし」認定については、平成28年6月末時点では105社であったが、平成30年6月末時点では630社となっている。

認定段階別にみると、平成28年6月末時点では、認定段階3の事業主が78社、認定段階2の事業主が27社、認定段階1の事業主が0社であり、認定段階3を取得している事業主が74.3%となっていた。平成30年6月末時点では、認定段階3の事業主が416社、認定段階2の事業主が212社、認定段階1の事業主が2社となり、全ての段階において認定企業が増加している。

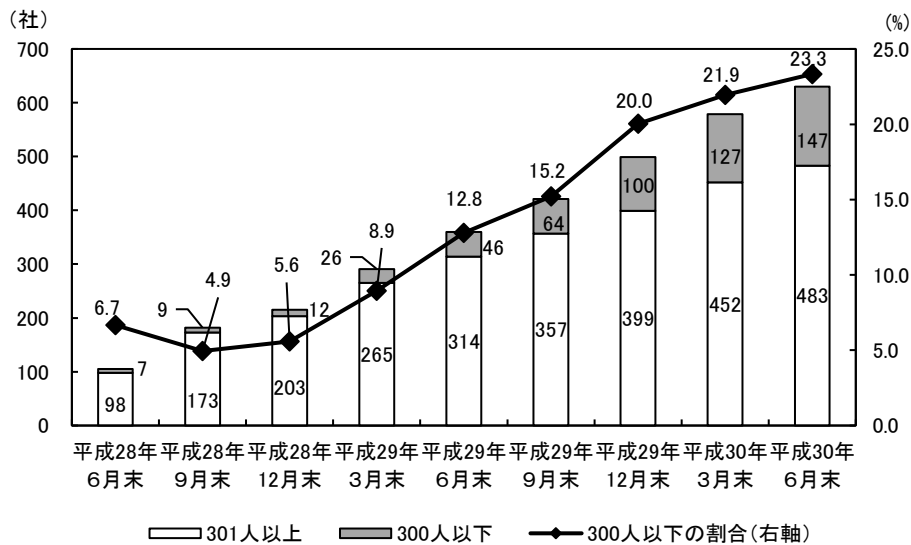
図表 2-1-2 認定段階別企業数



資料出所：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」より、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

次に認定企業を規模別にみると、平成28年6月末時点では、認定取得企業105社のうち301人以上の企業が98社であるのに対し、300人以下の企業は7社と認定企業全体の6.7%に過ぎなかったが、平成30年6月末時点では、630社のうち147社と認定企業の23.3%を占めており、行動計画の策定・取組が努力義務である300人以下の企業でも、認定取得が広がりつつあることがわかる。

図表 2-1-3 規模別認定企業数

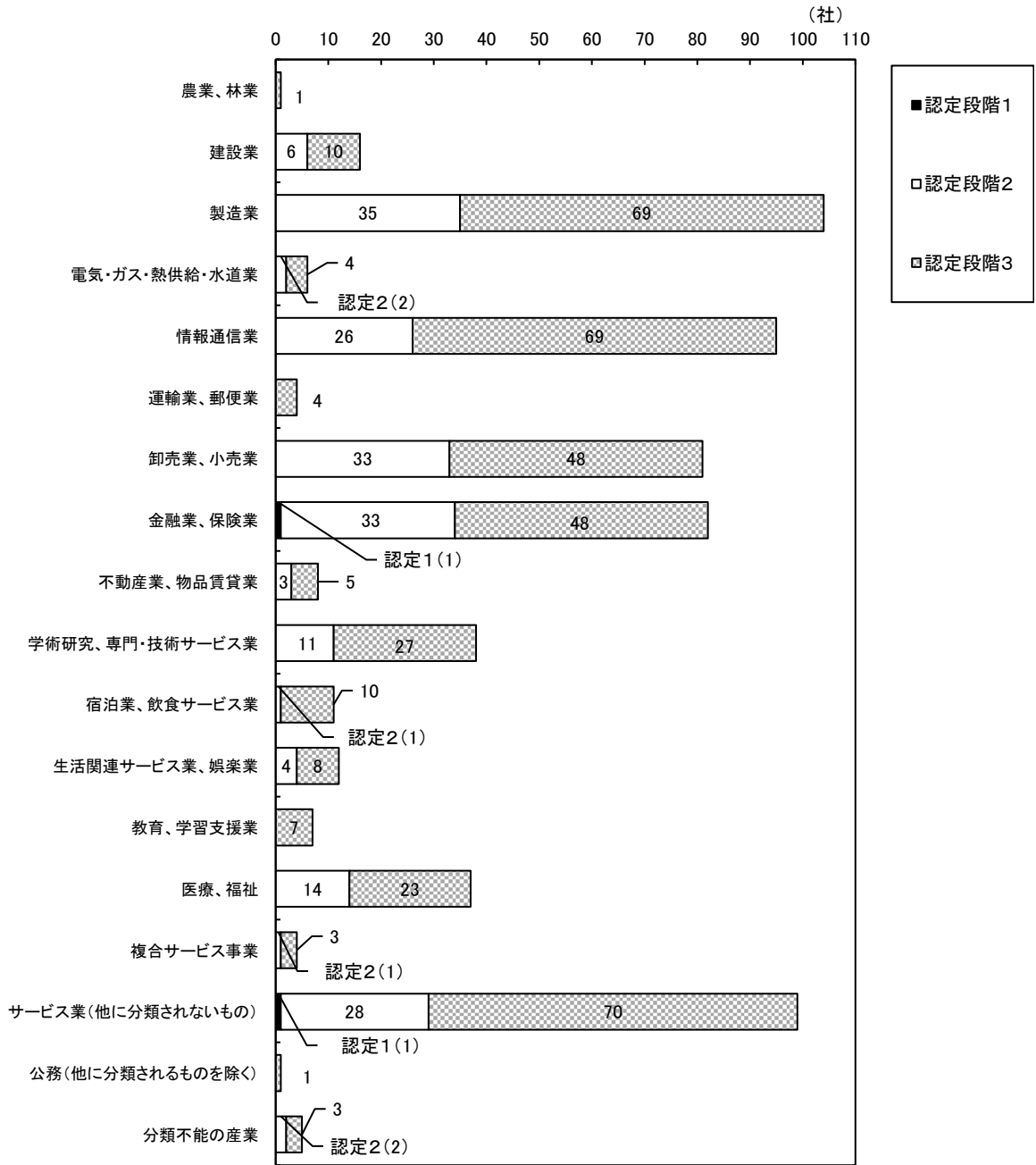


資料出所：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」より、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

認定企業を産業別にみると、30年6月末時点では、「製造業」が104社と最も多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」及び「情報通信業」が99社、「金融業、保険業」が82社、「製造業、小売業」が81社となっており、これらの5つの産業で認定企業の7割以上を占めている。

認定段階別にみると、認定段階3については、「サービス業（他に分類されないもの）」が70社と最も多く、「製造業」及び「情報通信業」69社、「卸売業、小売業」及び「金融業、保険業」48社と続いている。認定段階2については、「製造業」が35社と最も多く、次いで「卸売業、小売業」及び「金融業、保険業」33社、「サービス業（他に分類されないもの）」28社となっている。

図表 2-1-4 産業別認定企業数



資料出所：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」より、厚生労働省雇用環境・均等局作成。